

平成31年事業計画（案）

【基本方針】

北海道では2年連続した大不漁は脱出する見込みではあるが、漁業生産量の長期的な減少傾向が続く中、私ども加工業者にとっては、依然として大きな痛手を受けた厳しい試練の昨年であった。このままでは、水産王国北海道の魅力も落ち込み、更には、水産物の優れた栄養特性の評価は高まっているものの、若い人たちの「魚離れ」も進行している。この状況が続けば、水産加工業界の規模が縮んでいき、水揚げが回復しても対応が出来なくなり、地域そのものの存続が危うくなることも懸念される。

このような中、本年は漁業法の改正、市場法の改正等が具体的に動き始め、私どもの業界を取り巻く状況も変革していくものと思われる。更には、入管法の改正、働き方改革も大きな動きとなることが予想される。この変革の年に直面するに当たって、資源が回復し漁獲量が増えることを多いに期待しながら、如何にして漁獲された水産物の価値を上げていくかが重要であり、衛生管理の徹底や新たな商品造り、新たな販路の拡大等を浜から末端消費者までしっかり見据えて、協力して対応していくことが不可欠である。

世界的には、米中貿易摩擦の激化、欧米の政治的な混乱、地球温暖化問題等、足下では、消費税の引き上げ、後継者問題、人材確保、効率的な流通対策等々、引き続き厳しい状況も見込まれるが、厳しいときこそチャンスととらえ、当協会の使命を再確認し、国内外に「安全・安心・良質」な水産物類を安定供給し、道産品の評価を一層高め、消費者の信頼に応えていかなければならない。そのためには、消費地の荷受機関と生産者及び荷主との情報交換は不可欠であり、各懇談会等の事業の充実を促進するとともに、一層の会員加入促進に務め、各会員企業の経営安定に貢献できるよう努める。

【事業概要】

I 全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会の開催事業等の実施

- 1 各取引懇談会の開催（開催要領（案）は別記）
- 2 各取引懇談会における講演会の実施
- 3 水産物の需給状況に関する調査の実施

II PL保険（生産物賠償責任保険）団体加入事業の実施

- 1 団体加入の促進
- 2 加入会員への情報提供及び時代に即応した新たな保険の検討

III その他事業の実施

- 1 国、道、関連団体等からの関係情報の収集及び会員への提供
- 2 水産物類のセミナー、展示会、商談会等を開催する主催者への後援等の支援
- 3 国、道、関連団体等との意見交換（状況によっては陳情）等の実施
- 4 次代を担う子供達への食育・食材提供事業実施の検討
- 5 その他

平成31年全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会開催要領（案）

定款第4条の規定に基づき、水産食品の消費流通事情や消費者の道産水産物に求めるニーズの変化等についての情報交換や取引関係の強化を図るため、次により取引懇談会を開催する。

● 第55回全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会

- ・ 日 時 平成31年3月13日（水）
取引懇談会 午後3時～午後5時30分（終了後、懇親会を実施。）
- ・ 場 所 札幌市 京王プラザホテル
- ・ 参集範囲 全国の荷受機関・道内荷主双方とも原則社長若しくは代表者。
（来賓等を含み約210人の参加予定）
- ・ 参加料 1人 15,000円 但し、特別会員は1人のみ無料。
- ・ 懇談会における講演概要
演 題 「築地市場から豊洲市場へ」（仮題）
講演者 伊藤 裕康 様 （東京都水産物卸売業者協会 会長）

● 第25回全国ホタテ大手荷受・荷主取引懇談会

- ・ 日 時 平成31年5月29日（水）
取引懇談会 午後3時～午後6時30分（終了後、懇親会を実施。）
- ・ 場 所 札幌市 京王プラザホテル
- ・ 参集範囲 全国の荷受機関の実務担当者と道内ホタテ生産者代表及び道内荷主
（来賓等含み約150人の参加予定）
- ・ 参加料 1人 10,000円

● 第16回全国サンマ・イカ等鮮魚大手荷受・荷主取引懇談会

- ・ 日 時 平成31年7月3日（水）
取引懇談会 午後3時～午後6時30分（終了後、懇親会を実施。）
- ・ 場 所 札幌市 京王プラザホテル
- ・ 参集範囲 全国の荷受機関の実務担当者と産地のサンマ等を扱う漁協の関係者、
道内荷主 （来賓等含み約180人の参加予定）
- ・ 参加料 1人 10,000円

● 第41回全国サケ・マス・魚卵大手荷受・荷主取引懇談会

- ・ 日 時 平成31年8月7日（水）
取引懇談会 午後3時～午後6時30分（終了後、懇親会を実施。）
- ・ 場 所 札幌市 京王プラザホテル
- ・ 参集範囲 全国の荷受機関の実務担当者と産地のサケ生産漁協の関係者、道内荷主
（来賓等含み約210人の参加予定。）

参加料 1人 10,000円

次代を担う子ども達への食育・道産水産物提供事業（案）

1 目的

「さかな離れ」が進行している昨今、次代を担う子供達に魚に親んでもらうと同時に安全・安心で美味しい道産水産物類を提供し、将来的な消費拡大を図り、本協会の目的である「道内水産物類の安定供給」に資することを目的とする。

2 部会の設置

当協会内「道産水産物提供事業部会」を設置する。部会長は長谷川副会長が務める。

3 検討委員会の設置

当該部会内に「道産水産物提供検討委員会」を設置する。当該検討委員会は部会長が招集し、事業の具体的検討を行う。

検討委員会委員長は、坂本（拓也）理事が務めることとし、専務理事の他若干名の会員を委員として指名する。

4 食材提供施設

当面「こども食堂」を対象とし、その後児童保護施設、学校給食等を検討する。

5 検討委員会での検討内容

- ・ 対象施設の選定
- ・ 提供食材の選定
- ・ 食材の運搬、保管方法
- ・ 食育・食材提供の試験的事業の実施
- ・ 道等関係機関との連携
- ・ 来年度以降の事業の進め方
- ・ その他上記検討に必要な事項